

5 新庁舎等駐車場の利用について

1 管理方法

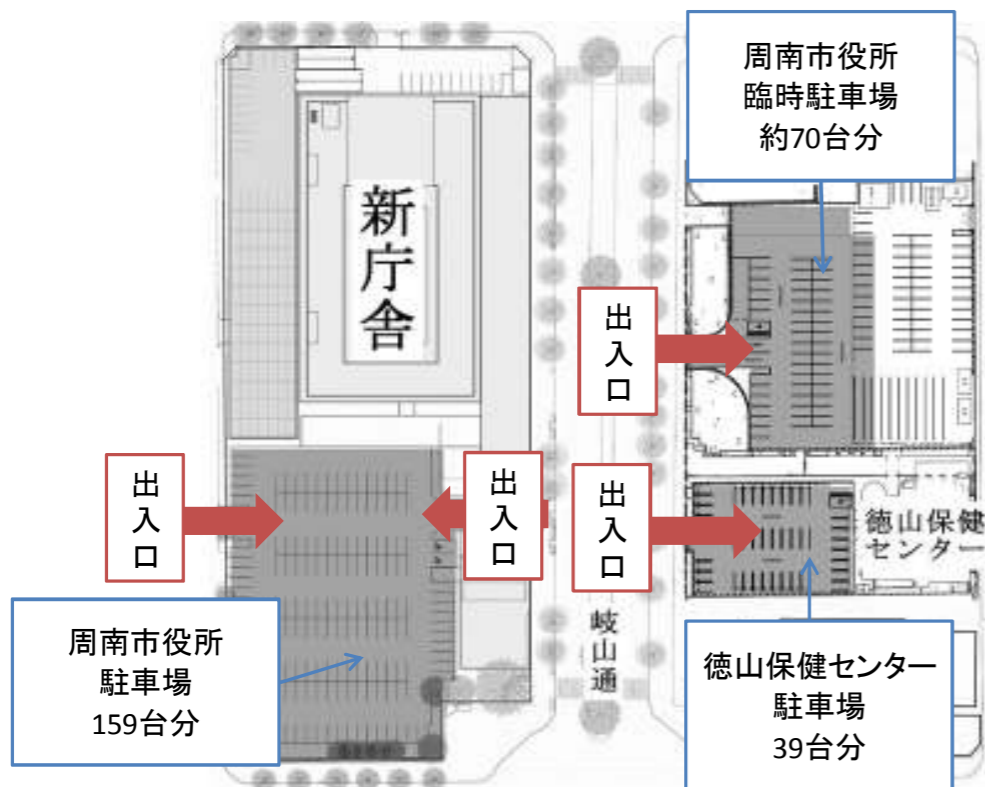
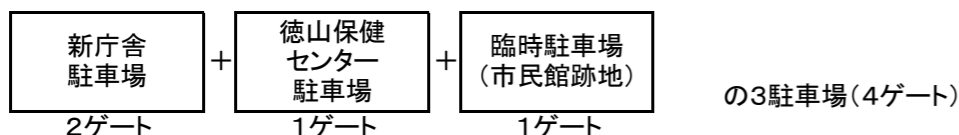
条件	① 性質 市役所の駐車場 ⇒ 市役所用務者の駐車区画の確保は必須
	② 立地条件 市の中心部に立地 ⇒ 満車になりやすい。



自由駐車にすると、市役所用務のために来庁される方の駐車区画を確保できないおそれがある。
 対応 そのような事態が生じないよう、パーキングシステムを設置し、用務外での駐車を制限することにより、来庁者の駐車区画を確保し、来庁者の利便性に支障のないようにする。

2 対象駐車場

- ・近接する駐車場の駐車条件を揃える。
- ・現臨時駐車場も当面の間、駐車場として利用



3 料金体系

◇市役所等に用務で来庁する方の利用は無料（ただし、用務に要する時間のみ）
 ◇市役所等に用務以外で来庁する方の利用は有料（ただし、開庁時間は入場後2時間無料）

- (1) 無料時間
 ・手続き目的で来庁した市民が手続き後も一定時間過ごせるように設定 ⇒ ① 開庁時間（平日8時～18時）
 無料時間 **2時間**
 ② 閉庁時間（平日18時～翌8時 及び 土日祝）
 無料時間 なし
- (2) 無料対象者
 ・(1)の無料時間を超えても、用務来庁のための駐車は、その用務時間内に限り無料とする。 ⇒ 無料時間をこえても
用務駐車は無料とする。
- (3) 駐車料金
 ・県道以南の有料駐車場相場200円/Hを参考に、立地条件を考慮 ⇒ **100円 × (利用時間 - 無料時間)**
 ・無料時間経過時起算(100円始まり) ※1時間未満の端数時間は1時間とする。
- (4) 上限額
 ・近隣駐車場を参考に、立地条件を考慮 ⇒ 新庁舎及び保健C **1,000円** / 12時間
 ・現臨時駐車場の上限額を緩和 市民館跡地駐車場 **600円** / 24時間
- (5) 使用料収入見込
 1年当たり **6,567 千円**

4 設置費及び管理費

・パーキングシステム設置及び管理業務委託 ⇒ 7年総額 93,141 千円 (1年当たり **13,163 千円**)
 パーキングシステム機器設置、保守・メンテナンス業務、利用者支援(直通電話対応、画像確認、遠隔制御)業務、集金業務

5 スケジュール(予定)

時期	実施事項
H29.12	条例議案提出
H29.12	補正予算議案提出(パーキングシステム設置及び管理業務委託に係る債務負担行為)
H30. 3	契約締結(パーキングシステム設置及び管理業務委託)
↓	施工調整
H31. 3	新庁舎 ゲート設置
H31. 4	新庁舎 有料開始
H31. 4	徳山保健C及び市民館跡地 ゲート設置
H31. 5	徳山保健C及び市民館跡地 有料開始